

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第196-1号
令和2(2020)年6月4日

トーセイ株式会社
代表取締役 山口 誠一郎 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第2-4号
土地利用類型 の 名 称	旧市街地の住宅地 鎌倉地域まち並み型商業地
景観地区	<input checked="" type="checkbox"/> 内 (鎌倉景観地区) <input type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市御成町747番1、747番2、748番1、748番7
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地、避暑地として発展してきた由緒ある住宅地に隣接して、地域商業地と観光商業地が混在している。 ・近年、戸建住宅から共同住宅への転換や、敷地分割、空地化、駐車場化といった変化が見られる。 ・古都鎌倉の顔にふさわしい魅力的な商業地の誘導が求められる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を通りから奥まった位置に配置し、3階、4階のヴォリュームを段階的にセットバックすることにより、通りへの圧迫感を軽減している。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 ・接道部及び建物外周は適切に緑化されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備考	